



《会計・税務の知識》 会社法改正

はじめに

平成25年11月29日に国会提出され、議論されていた「会社法の一部を改正する法律案」が平成26年6月20日に可決成立し、同月27日に公布されました。本改正法は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、より一層のガバナンスの強化を主目的として、様々な制度の創設及び拡充を図る内容となっています。今回は、その主なものをご紹介します。

1. 社外取締役及び監査役(以下「社外役員」) 関連

今回、社外役員の義務付けは見送られたものの、事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社かつ大会社）であって、上場会社のように有価証券報告書の提出義務のある会社が社外取締役を置いていない場合には、定時株主総会にて社外取締役を置く事が相当でない理由を説明する必要があります（327条の2）。

また、社外役員の「社外」性の要件につき、親会社等の関係者でないこと等の要件が追加され厳格化が図られた一方で、就任前の過去の要件充足期間が10年間に限定され、責任の範囲が明確にされました。

2. 監査役 of 監査範囲に関する登記

監査役 of 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社の場合、当該定めを登記事項に追加することとされました（911条3項17号）。これにより、多くの会社で登録免許税の負担が生じるものと見込まれます。ただし、施行後最初に監査役が就任又は退任するまで（最長10年間）は登記を猶予することが可能です（附則22条）。

3. 監査等委員会設置会社制度の創設

株式会社において、定款により「監査等委員会」を置く事が出来ることとされました（326条2項）。

監査等委員会は取締役3名以上（その過半数は社外取締役）で構成される機関であり、監査役・執行役は置かれませんが、また、これに伴い、従来の「委員会設置会社」は呼称を「指名委員会等設置会社」とすることとされました。

4. 特別支配株主の株式等売渡請求制度の創設

いわゆるキャッシュ・アウト（現金を対価とする少数株主の締め出し）の手法が法制化されました。議決権の90%以上を保有する株主（特別支配株主）は、他の株主全員に対し、その有する株式の全部を売り渡すことを請求することが出来ることとされました（179条1項）。

5. 多重代表訴訟制度の創設

6ヶ月前から引き続き株式会社の最終完全親会社等（当該株式会社の完全親会社等であり、かつ別の会社の完全子会社でない会社）の1%以上の議決権又は株式を保有する株主は、一定の要件の下、完全子会社である当該株式会社の役員等に対し、特定責任追及の訴えを提起することが出来ることとされました（847条の3第1項）。

そして、上記の請求から60日以内に、完全子会社である当該株式会社が特定責任追及の訴えを提起しない場合は、当該請求を行った株主が、その完全子会社のために特定責任追及の訴え（いわゆる代表訴訟）を提起することが出来ることとされました（847条7項）。

6. 会計監査人の選任等に関する議案の決定

現行、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任議案については取締役により決定され、監査役（会）の同意を得るものとされていますが、当該、議案の決定権を監査役（会）が有することとなりました（344条）。ただし、会計監査人の報酬については、従来どおり、監査役（会）は同意権限のみを有することとされました。

なお、新設の監査等委員会設置会社においては、監査等委員会が当該決定権限を有することとされています（399条の2第3項）。

7. 結び

本改正法の施行日は、公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

当該改正内容が会社に与える影響につき、事前の検討が望まれます。

（担当：折田）